

事業再構築補助金について

今回のかわら版では、注目の補助金である「事業再構築補助金」について、現在の状況や注意点をお伝えします。

1 はじめに

8月現在は第3回目の公募中です。公募は第5回までが予定されており、チャンスは残されています。不採択の場合には再申請が可能です。申請はJグランツという電子申請システムで行い、「GビズIDプライムアカウント」が必要です。取得には約3週間かかりますので事前に取得しておきましょう。

2 第3回公募以降の概要

(1) 新しい類型を新設

この補助金は、コロナ禍で売上が一定の減額となった中小中堅事業者が、事業再構築に該当するような思い切ったチャレンジを行う事業計画を策定し実行する場合に支援をする補助金です。第3回の公募から売上の減少要件に替えて付加価値の減少の要件も認められるようになり、緩和されました。事業計画は、製品や市場の新規性を満たす事業であることや、付加価値の毎年3%以上増加、新たな取り組みである補助対象事業の売上高の一定比率の達成などの目標を具体的に示したものである必要があります。

通常枠に加えて、以前からあった「緊急事態宣言特別枠」、「卒業枠*1」「グローバルV字回復枠*2」と、新規に「最低賃金枠」及び「大規模賃金引上枠」が



パートナーズプロジェクト
税理士法人
代表社員
税理士 藤井 英雄

法人税、所得税、相続税など各種税務申告業務、創業支援・事業承継支援・組織再編支援・経営改善・M&A・補助金など幅広い分野で皆様をサポートいたします
〒940-0084 長岡市幸町1-3-10 パートナーズPLAZA内
TEL 0258-36-2684 <https://www.3d-m.jp>

追加となり、6つの枠となりました。

① 通常枠〔変更〕

賃金の引上げの負担が大きい事業者に配慮するために従業員数で補助金の上限が設定されました。結果として20人以下は4,000万円に減額となり、51人以上は8,000万円に増額になりました。

通常枠

人数区分	補助金上限	中小企業補助率	中堅企業補助率
20人以下	4,000万円	2/3 6,000万超は1/2	1/2 4,000万超は1/3
21~50人	6,000万円		
51人以上	8,000万円		

② 緊急事態宣言特別枠〔再度設定〕

2021年1月~8月のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少、又は付加価値額の減少45%以上のケースです。

緊急事態宣言特別枠（加点点で通常枠の再審査あり）

人数区分	補助金上限	中小企業補助率	中堅企業補助率
5人以下	500万円	3/4	2/3
6~20人	1,000万円		
21人以上	1,500万円		

③ 卒業枠・グローバルV字回復枠〔継続〕

限定枠もまだ空きがあり、募集は継続しています。

卒業枠(400社限定)・グローバルV字回復枠(100社限定)

	補助金上限	補助率	対象企業
卒業枠	1億円	2/3	中小企業
グローバルV字回復枠	1億円	1/2	中堅企業

※1 卒業枠：事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業者等から中堅・大企業等へ成長する中小企業向けの枠。

※2 グローバルV字回復枠：売上高が15%以上減少しており、グローバル展開を果たす事業を通じて、付加価値額年率5.0%以上増加を達成することを通じてV字回復を果たす事業者向けの枠。

④ 最低賃金枠〔創設〕

2020年10月から2021年6月までの間で、3か月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いる場合に、補助率を上げた最低賃金枠が新設されました。

売上高又は付加価値減少は、緊急事態宣言特別枠と同様の減少割合である必要があります。

加点措置があり、採択率が優遇されます。

最低賃金枠（緊急事態宣言特別枠より採択率が優遇、通常枠で再審査あり）

人数区分	補助金上限	中小企業補助率	中堅企業補助率
5人以下	500万円		
6～20人	1,000万円	3/4	2/3
21人以上	1,500万円		

⑤ 大規模賃金引上枠〔創設〕

従業員数101人以上を対象に150社限定で最大1億円を上限とした大規模賃金引上枠が新設されました。事業場内最低賃金を年間45円以上引上げるという要件や、従業員数を年率平均1.5%以上（初年度は1.0%以上）、^{※3}の引上げ要件があります。

※3 初年度1.0%+事業計画期間〇年×1.5%

大規模賃金引上枠（150社限定・通常枠で再審査あり）

人数区分	補助金上限	中小企業補助率	中堅企業補助率
101人以上	1億円	2/3 6,000万超は1/2	1/2 4,000万超は1/3

(2) 売上減少要件と付加価値減少要件

売上高10%減少要件の対象期間が2020年10月以降から2020年4月以降に拡大されています。但し、2020年9月以前を対象月とした場合、2020年10月以降売上高が5%以上減少していることが条件となります。

利益が圧迫され、業況が厳しい事業者のために、売上高ではなく付加価値額の減少でも要件を満たすことになりました。付加価値額の場合は15%の減少が必要です。但し、2020年9月以前を対象月とした場合、2020年10月以降付加価値額が7.5%以上減少していることが条件となります。

3 補助金への中小事業者の対応

当補助金は1兆円超えの予算規模や補助率や補助金上限の高額さから大変話題となりました。しかし、実際にはハードルが高く、申請を断念する方が見られたように感じます。

特に「業種転換」や「事業転換」では3～5年後の事業計画終了時点で、新規事業を売上げのトップシェアに成長させる計画を立てる「売上高構成比要件」など、とても難しい要件を満たさなければいけません。また、「新分野展開」や「業態転換」も3～5年後に新規事業が総売上の10%以上となる計画を策定する「売上高10%要件」があり、現実的にはかなりハードルが高いものです。

(1) 思い切ったチャレンジのイメージ

対象となる事業は過去（2020年4月以前）に取り組んだことのないもので、製品の新規性や市場の新規性を求められます。さらに新規事業のための設備投資が要件とされています。そして付加価値額を年平均で3%以上増加させ、一定の売上を獲得する事業計画を立てる必要があります。現在の売上規模が大きな会社ほど売上高の根拠数値の設定が難しくなります。

主な要件（類型により要件は異なります）

製品等の 新規性要件	市場の 新規性要件	製造方法等の 新規性要件
売上高10%要件	売上高構成比要件	

(2) チャレンジする5つのタイプのイメージ

「新分野展開」は新たな商品やサービスを新たな市場にというイメージです。「事業転換」は自動車部品の製造業から医療機器の製造業に主たる事業を変更するイメージです。「業種転換」は小売業が製造業になるというような業種の転換をするイメージです。「業態転換」は製造方法や提供方法を大きく変更するイメージです。さらには、「事業再編」をしたうえで上記のいずれかの取り組みを行う場合も該当します。これらは、事業再構築指針を参考に判断することになります。

5つの類型

新分野展開	…新たな製品等で新たな市場に進出する
事業転換	…主な「事業」を転換する
業種転換	…主な「業種」を転換する
業態転換	…製造方法等を転換する
事業再編	…事業再編を通じて新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行う

補助金の概要



再構築指針の手引き



4 採択結果の傾向について

(1) 採択件数について

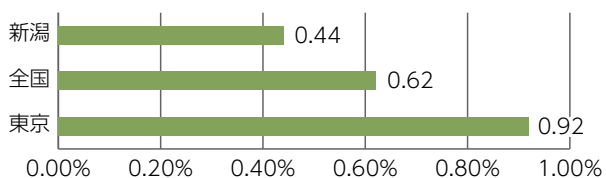
2021年6月に発表された第1回公募の結果によると、約2万2千件の応募があり、内訳は緊急事態宣言特別枠が約1/4で、通常枠が3/4でした。そして採択された件数は特別枠が約2,859件で約55%の採択率で、通常枠は約5,092件で約30%の採択率でした。全体の採択率は約36%となります。採択件数は製造業が最も多く3割超となりました。続いて宿泊飲食サービス業が2割超で、この2業種で全体の半数を超えました。

(2) 新潟県の採択結果の傾向について

新潟県は、採択率で約40%と全国平均を上回っておりますので、充実した事業計画が提出されたのだと思われます。また書類の不備率についても、全国では約13%のところ、新潟県は約9%と堅実な申請がされたと言えます。

これに対して中小企業者数に対する応募数という視点では、新潟県は0.44%で全国の0.62%より低めでした。東京等の大都市圏と比べると申請率は半分以下なので、積極的に補助金を活用する姿勢が望まれるところです。

中小企業数に対する応募率



5 今後の対策とポイント

(1) 認定支援機関選択のポイント

後半の公募では不採択だった方が事業計画をバージョンアップして再申請してくるため激戦が予想され、事業計画の充実度が重要になります。

事業計画の策定は認定経営革新等支援機関と共に行います。申請時だけでなく事業完了後5年間に於ける状況報告などもありますので、継続して相談できる相手を選ぶことが重要になるでしょう。

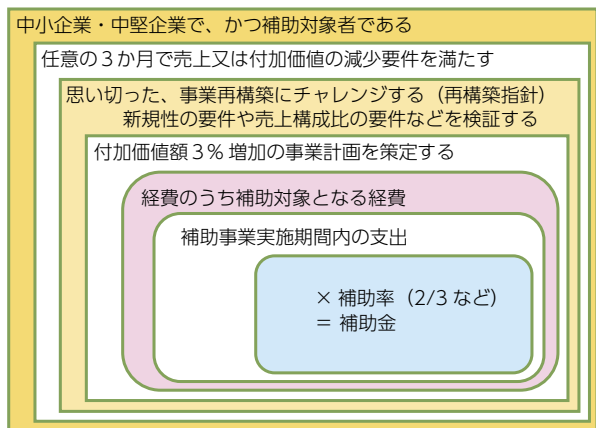
認定支援機関の認定を取得しているかどうかや高額な成功報酬の料金でないかをご確認ください。

(2) 資金繰りのポイント

補助金の事業は、概算払い制度もありますが、基本的には後払いとなります。事業実施期間は12か月以内ですので、設備導入や事業実施期間中の資金繰りについて金融機関と十分に相談しておく必要があります。また、補助金が3,000万円を超える場合には金融機関の計画策定の参画が必要です。

対象事業に関わる経費は、対象経費の中の、対象期間に支出されたものだけが補助金の対象となります。人件費やランニングコスト等は対象経費ではありませんので、自己負担を十分把握して資金繰りを立てる必要があります。

補助金の要件と補助金額のイメージ



(3) スケジュールのポイント

経営者の方は良いプランがあれば即事業スタート

と考えると思います。これに対し補助金を使う場合は事業計画を立案して、事業計画を作り、補助金の申請をし、採択されて、交付決定を受けて、やっと事業のスタートとなります。補助金の申請締め日とのタイムラグもありますから、数か月間事業実施が遅れることになるわけです。

そんな場合は、事前着手申請を行うという手があります。申請せずに契約や購入を先行すると対象経費とならないので注意が必要です。

(4) 事業計画のポイント

補助金の申請には事業計画書が必要となります。基本はA4で15枚が目安ですが、補助金が1,500万円以下の場合は10枚となります。限られた枚数の中で、いかに審査員にアピールできる事業計画であるかどうかポイントとなります。以下のような点に注意して策定しましょう。

- ・写真や図、グラフなどを交えて作成する
- ・専門用語を使わずにわかりやすく作成する
- ・数値計画は、具体的に根拠を示す
- ・メリハリのある構成を心掛ける
- ・記入を指定された項目を必ず記入する
- ・審査ポイントを踏まえて記入する

事業再構築補助金のHPに事業計画の例が紹介されていますので、参考にしてください。

(5) 主な対象経費

補助対象となる主な経費は、建物費、機械装置・システム構築費（リース料を含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費などです。

建物費は、新築や改装、撤去などが対象で建物の購入費用は対象外となります。また、機械装置やシステム構築費は専ら補助事業のために使用されるものになりますが、事業計画に示すことにより既存事業にも活用できます。

(6) 採択後の流れ

採択された場合には、交付申請をし、交付決定か

ら事業がスタートします。途中で事業計画に変更が出た場合には事前に変更承認の申請を行います。事業が完了したら30日以内に報告を行い、完成検査を経て補助金の入金となります。その後も5年間にわたり計6回の事業化状況報告が必要です。

また途中で事業を断念しその設備を譲渡した場合など一定の場合には「補助金の返還」というケースもあるので注意が必要です。

6 他の補助金と探し方

仮に該当の可能性が低い場合でも、「ものづくり・商業・サービス補助金」や、「IT導入補助金」、「小規模持続化補助金」、「事業承継・引継ぎ補助金」、さらには県や市など多くの支援制度がありますので自社で活用できるものがないかご確認いただきたいと思います。

補助金を探す時に「あたりをつける」という意味では活用できるサイトがあります。例えばミラサポプラスの「制度ナビ」や、Jネット21の「支援情報ヘッドライン」です。但し、最新情報は公式サイトや県や市などにご確認いただく必要があります。

「制度ナビ」

「支援情報ヘッドライン」



7 おわりに

補助金の獲得が目的ではなく新規事業の成功による自社の事業再構築が目的なものですから、自社の未来のための事業計画を経営者・後継者そして認定支援機関とともに策定して頂きたいと思います。



事業再構築補助金の簡易判定シート
です（筆者作成）
解説動画などもあります

（2021年8月18日寄稿）